

郡山市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(令和6年3月25日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、郡山市図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌資料を広告媒体として活用することにより、事業者等の情報発信の場を提供するとともに、図書館の雑誌資料の拡充を図り、もって図書館サービスの充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「雑誌スポンサー」とは、広告を掲載することを目的として、図書館に雑誌を提供する民間事業者その他の者で、郡山市広告掲載基準（平成27年4月1日制定。以下「基準」という。）第3条各号のいずれにも該当しない者をいう。

2 この要領において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌スポンサーの広告を掲示した当該雑誌を図書館の利用者の閲覧に供する制度をいう。

(広告の対象)

第3条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、郡山市広告事業実施要綱（平成27年4月1日制定）第4条第1項各号のいずれかに該当するものは、掲載の対象としない。

(広告の規格及び掲載方法)

第4条 広告の規格及び掲載方法は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年間（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下「年度」という。）とする。

2 広告を年度の途中から掲載する場合の掲載期間は、当該広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、郡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と雑誌スポンサーとの協議により、提供開始を翌年度の4月1日からとすることができる。

3 広告の掲載期間満了の2か月前までに、雑誌スポンサーから第11条に規定する雑誌スポンサー中止届の提出がない場合は、従前と同一の条件で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲載期間は、更新前の広告の掲載期間満了日の翌年度の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの申込み及び選定の方法等)

第6条 雑誌スポンサーになろうとする場合は、教育長が別に定める「スポンサー募集雑誌リスト」のうちから提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、教育長に申込みをしなければならない。

(1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿

- (2) 法人又は団体の場合、組織の概要が確認できる書類（法人その他の団体に限る。）
 - (3) 業種又は事業内容を確認できる資料
 - (4) その他教育長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申込みは、随時受付するものとし、申込書の提出は、図書館への持参、電子メール又は郵送のいずれかの方法によるものとする。
- 3 提供しようとする雑誌は、第1項に規定する「スポンサー募集雑誌リスト」のうちから複数選定することができる。
- 4 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込みの早い者を優先するものとする。

（雑誌スポンサーの決定及び広告の内容審査）

第7条 教育長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、速やかにその内容を審査するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定による審査を行うに当たり、広告の具体的な内容に関し、修正又は削除が必要と判断した場合は、雑誌スポンサー制度の申込者に広告内容の修正又は削除を指示するものとする。この場合において、申込者は、正当な理由がない限り、教育長が指示する広告内容の修正又は削除に応じなければならない。
- 3 教育長は、審査が終了し、雑誌スポンサーの申込みを承諾するときはその旨を、承諾しないときはその旨及び承諾しない理由を、雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（第2号様式）により雑誌スポンサー制度の申込者に速やかに通知するものとする。
- 4 教育長は、前項の規定により承諾を受けた者と覚書（第3号様式）により契約を締結するものとする。
- 5 教育長は、前項の規定により契約が締結されたときは、提供雑誌名、雑誌スポンサー名及び広告の掲載期間を、図書館のウェブサイト及び図書館内掲示物で公表する。

（広告内容の変更）

第8条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間中に掲載する広告内容を変更しようとするときは、変更をしようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー広告内容の変更申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申込みを受けたときは、速やかにその内容を審査するものとする。
- 3 教育長は、前項の規定による審査を行うに当たり、広告の変更に係る具体的な内容に関し、修正又は削除が必要と判断した場合は、雑誌スポンサーに広告内容の修正又は削除を指示するものとする。この場合において、雑誌スポンサーは、正当な理由がない限り、教育長が指示する広告内容の修正又は削除に応じなければならない。
- 4 教育長は、審査が終了し、広告内容の変更を承諾するときはその旨を、広告内容の変更を承諾しないときはその旨及び承諾しない理由を、速やかに雑誌スポンサー広告内容の変更通知書（第5号様式）により雑誌スポンサーに通知するものとする。

（提供資料の購入及び納入等）

第9条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間において、図書館が指定する納入業者と当該年度末までの図書館に配架する雑誌の購買契約を締結し、納入業者に直接支払わなければならない。

2 購買契約を雑誌スポンサーと締結した納入業者は、原則として提供を受ける雑誌を当該雑誌の発売日当日に図書館に納入するものとする。ただし、別冊、臨時増刊、号外等の場合は、この限りではない。

3 納入された雑誌の所有権は、郡山市に帰属する。

(雑誌の変更)

第10条 雑誌スポンサーは、提供する雑誌が休刊又は廃刊その他の理由により引き続き提供することができなくなるおそれがあるときは、教育長と協議のうえ、第6条第1項に規定する「スポンサー募集雑誌リスト」に記載する別の雑誌に広告を振り替えることができる。

2 雑誌スポンサーは、雑誌の振替を申込むときは、雑誌スポンサー提供雑誌変更申請書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査のうえ、雑誌スポンサー提供雑誌変更通知書（第7号様式）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

(雑誌の提供の中止)

第11条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー中止届（第8号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の届の提出を受けたときは、雑誌スポンサー終了・取消通知書（第9号様式）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

(雑誌スポンサーの取消)

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーへの催告その他何らの手続きを要することなく、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) 雑誌スポンサー及び広告が第3条に規定する広告の対象とならないことが明らかになったとき。

(2) 広告が第4条の規定に反しているとき。

(3) 雑誌の納入がないとき。

(4) 雑誌スポンサーが第8条第3項の規定による修正又は削除の指示に応じないとき。

(5) 雑誌スポンサーが郡山市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(6) その他広告の掲載が適切でないと教育長が認める事由が発生したとき。

2 教育長は、前項の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消したときは、速やかに雑誌スポンサー終了・取消通知書（第9号様式）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。この場合において、第9条第3項の規定により、教育長は、既に納入されている雑誌を返還することは要しない。

3 前項後段の規定により返還することを要しない雑誌の保存及び配架方法については、スポンサー名及び広告を外したうえで教育長が決定するものとする。

4 郡山市は、雑誌スポンサーの取消によって生じた損害の責めを負わない。

(広告の掲載内容等の責務)

第13条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとし広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

2 雑誌スポンサーは、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に関わる全ての権利処理等が完了していることを郡山市に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立、損害賠償の請求等がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

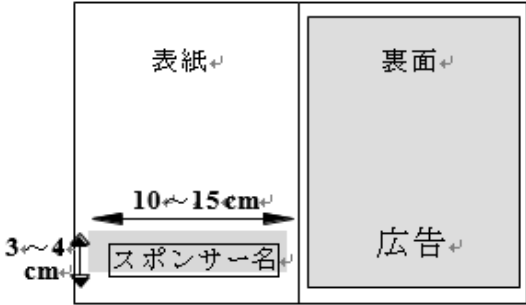
(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	広告の規格及び掲載方法
1 広告媒体	(1) 雑誌・・・雑誌カバーに貼付する紙片又はフィルム等とする。
2 スポンサー名の掲載方法	(1) 図書館が紙片又はフィルムを準備し作成する。 (2) 貼付位置及び規格 雑誌カバー表面 縦3～4 c m 横10～15 c m (3) 貼付位置は、雑誌の大きさ・型等により調整することがある。
3 広告の表示	(1) スポンサー申込者が作成する。 (2) 貼付位置及び規格 雑誌カバー裏面 縦横の寸法未満
4 スポンサー名及び 広告の表示位置	雑誌カバー（透明）  The diagram illustrates the layout of a transparent magazine cover. It is divided into two main sections: the front cover (表紙) on the left and the back cover (裏面) on the right. On the front cover, a rectangular area at the bottom is designated for the 'スポンサー名' (Sponsor Name), with a height dimension of 3~4 cm. The back cover is designated for the '広告' (Advertisement). The width of the sponsor name area is indicated as 10~15 cm.